

CONTENTS

第25回研究大会報告	(1)	新規入会者(2020年5~10月)	(9)
第25回総会議事録・決算・予算	(6)	入会のご案内と会費納入のお願い	(9)
第26回研究大会自由論題報告募集	(9)		

第25回研究大会報告

今年度の研究大会は、当初2020年7月6・7日(土・日)に早稲田大学(早稲田キャンパス)にて開催予定でしたが、新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により延期とし、その後、理事会の決定に基づき10月3・4日(土・日)にオンライン(Zoom)にて開催しました。今大会は、自由論題報告を両日の午前に、歴史資料セッションを1日目の午後に、大会シンポジウムを2日目の午後に開催しました。自由論題報告では、昨年度に続き新進気鋭の若手研究者を含む6人の発表が行われました。その要旨を下記に掲載いたします。

歴史資料セッションは「歴史資料としての近代宗教関係文書—保存と活用の実現に向けて—」のテーマで開催しました。まず、司会の岩壁義光氏(法政大学)から今回の歴史資料セッションに至った経緯について説明されたあと、本セッションの企画者である長谷川怜氏(皇學館大学)より趣旨説明が行われました。その後、広中一成氏(愛知大学)「仏教寺院が保管する史料の研究資源化—水野梅暁と藤井静宣関係史料を中心に—」、永岡崇氏(駒澤大学)「教団史と戦後歴史学—新宗教・大本を事例として—」、長谷川怜氏「『檀原神宮史』編纂事業と所蔵史料の活用」の各報告が行われ、最後に堀研心氏(天恩山五百羅漢寺)が五百羅漢寺よりライブ中継する形で「五百羅漢寺における史料の保存・公開の取り組み」について報告を行いました。総合討論では、寺院・神社などの残されている近代宗教関係文書の危機的な状況をふまえ、その保存と活用について真剣な議論が交わされました。

大会シンポジウムは「スポーツと東アジア—国家/帝国、国民/民衆—」のテーマで開催しました。檜山幸夫氏(中京大学)による趣旨説明のあと、藤田大誠氏(國學院大學)「帝国日本の神社とスポーツ」、金誠氏(札幌大学)「帝国日本のスポーツと民族の「融和」」、高嶋航氏(京都大学)「劉長春と于希渭—中国と満洲国を代表した関東州生まれのアスリート—」、富田幸祐氏(日本体育大学)「1964年東京オリンピックと東アジア—参加・名称・入国をめぐる—」の各報告に続いて、平山昇氏(神奈川大学)と小野容照氏(九州大学)からのコメントがありました。その後、櫻井良樹氏(麗澤大学)・青山治世氏(亜細亜大学)の司会により総合討論が行われました。シンポジウムの内容は、来年発行の会誌『東アジア近代史』に掲載予定です。

なお、本大会はGoogleフォームを使った事前参加申込み制とし、Zoomによるオンライン開催としたため、実際に参加した人数を正確に把握できませんでしたが、各セッションの最大時の参加人数は、自由論題報告の1日目が49人、2日目が51人、歴史資料セッションが42人、大会シンポジウムが54人でした。今大会は、通常1日目の夜に開催される懇親会も開催できず、また会場での休憩時間などでの交流も含め、会員・報告者などの交歓の場が持てなかったことは残念でしたが、歴史資料セッションでの寺院からのライブ中継を含め、オンラインならではの利点も見られ、今後の大会運営のあり方を考えさせられる機会ともなりました。

自由論題報告要旨

濱口内閣の権力統合原理と拓務省廃止構想

十河 和貴（立命館大学大学院博士後期課程）

従来の研究では、民政党内閣が金解禁政策や「政務・事務の区別」による統合方針を見直さなかったことが、満洲事変や協力内閣運動といった危機に対応できず、ひいては政党内閣期を崩壊に導いた主たる要因として理解されてきた。こうした理解に対し本報告では、濱口内閣の権力統合原理に着目し、国際協調の問題とも交差させつつその限界性を明らかにする。そのうえで、濱口内閣期の諸矛盾を精算し、統合機能強化を目論んだ権力再編構想として、第二次若槻内閣期の拓務省廃止構想のもつ意義を再評価することが目的である。また、濱口内閣全体の統合方針の中に拓務省を位置づけることで、民政党内閣による植民地統治方針の変容過程を解明していく。

野党時代に濱口総裁は、各省利益要求の抑制機能として「自由通商主義」（補助金・関税整理）を提唱している。つまり、濱口内閣にとって国際経済への参入は、明治憲法体制下の割拠性克服のための手段として位置づけられたのである。この方針をもとに濱口内閣は、植民地行政に対する直接的な事務執行機関としての拓務省の性格を否定し、国务大臣としての輔弼責任を論拠として統合を行うという植民地統治構想を示す。濱口内閣の拓務省運営は、世界経済市場への参入による国際貸借の改善という大方針を前提とした政策体系と密接に結びついていた。

このような統合方式は、政策の中心点を必要とする。そこで濱口内閣は、通商振興を担う貿易局や産業合理化の実行機関としての産業合理局を商工省内に設置し、各省事務系統をこれに従属させるという商工省中心の政策体系を構築した。これは、首相（内閣）を「政務」、各省を「事務」として明確に区別するという濱口内閣の権力統合原理に基づくものであった。しかしそれは同時に、商工官僚の政策体系に各省を従属させるとともに、首相の統合力に依存する統合形態を生み出すことともなった。それゆえ、世界恐慌の深刻化は直ちに権力統合機能の動揺につながる事となる。世界各国が関税引上げを行うなか、商工省では、保護関税に基づく重要工業品の振興という、補助・保護を前提とした政策への転換を主張していく。

このような状況下で、新たな統合方針を提示したのが、江木翼鉄道大臣であった。江木は、保護関税・補助政策をいずれも否定したうえで、経済打開策として国内販路の拡張を提唱した。それは、世界恐慌下で世界販路に依存せず産業振興を行う方針であり、「自由通商主義」に代わる新たな統合機能の模索であった。そこでの輸出目標は、第一に国内、第二に植民地、第三に海外という優先順位となり、植民地の位置づけが変化することとなる。それは、植民地統治構想を新たな段階に引き上げる契機となった。

第二次若槻内閣が成立すると、拓務省廃止が検討されることとなる。それを主導した人物こそが、江木であった。そこで示された構想は、内閣から植民地への一方向的な命令系統を確立しようとするものであり、植民地の「自立性」を前提とした濱口内閣の植民地統治方針との明確な差が確認できる。

以上から、拓務省廃止は、内閣の植民地に対する影響力を高める必然性が生じたゆえに構想されたものであったと結論づけられる。またそれは、与党・官僚機構の「自立化」や金解禁政策の動揺から内閣の統合力を復元させるための権力再編構想として位置づけられる

戦後日本における経済統制と復興 ―制限付き民間貿易の再開を中心に―

毛利 拓臣（駒澤大学大学院博士後期課程）

本報告の目的は、戦後史研究における「占領政策の転換」を再考することである。ここでい

う「占領政策の転換」とは、東西冷戦の進行に伴って、アメリカが日本を西側陣営に取り込もうとしたことを指す。

通説では、アメリカの対日「占領政策の転換」は以下のように理解される。1948年10月7日「対日政策に関する勧告」(NSC13/2)の承認によって対日占領政策を本格的に転換させたアメリカは、日本を太平洋における反共防波堤と位置付け、日本に「経済復興」「経済自立」を求めた。日本側もそれに呼応して、「経済再建」から輸出振興を軸とした「経済復興」へと政策を転換した。

「占領政策の転換」は、主としてアメリカやGHQの視点から研究がなされてきたが、一方で日本側の政策立案過程は等閑に付されてきた。その結果、日本は、ドッジライン等の施策を契機として、輸出振興を軸とする「経済復興」へと政策を転換したとされる。

以上を踏まえ、本報告では、商工省をメインアクターとし、制限付き民間貿易の再開に即して次のことを明らかにする。

第一に、東西冷戦の進行によって日本政府当局が輸出振興政策に転換した、という通説を再考する。第二に、制限付き民間貿易の再開を経て、独立回復後の産業政策に通底する官・民関係の萌芽がみられることを明らかにする。

第一章「管理」と「統制」の時代では、終戦直後の日本が厳格な管理貿易によって正常な対外経済関係を喪失し、物資統制が政策の主眼となったことを概説する。輸出振興は終局的な課題であり、この時点では生産力回復に向けた経済統制を図るほかなかったのである。

第二章「商業通信の再開による海外市場動向の把握」では、1947年1月の商業通信再開が、商工省にとって輸出振興を目指す契機となったことを明らかにする。すなわち、商業通信の再開によって輸出振興政策が現実的な政策課題に浮上してきたことを指摘する。

第三章「制限付き民間貿易の再開と海外バイヤーの来日」では、商工省が制限付き民間貿易の再開を高く評価したことを明らかにする。商工省は、講和条約の締結を視野にいたした国際経済への復帰の端緒を開くものとして、制限付き民間貿易の再開を積極的に評価した。

第四章「制限付き民間貿易の再開後」では、羽二重を事例として、商工省が実際にいかなる政策を実施したのか明らかにする。市場の需要を官庁が把握し業界を誘導する、という戦後日本の産業政策の基底をなす構造がこの時期すでにみられるのである。

本報告では、商業通信の再開から制限付き民間貿易の再開の過程で、占領政策の枠内における日本側の「政策の転換」があったことを明らかにした。すなわち、東西冷戦の進行によるアメリカの対日「占領政策の転換」以前から、日本において「経済復興」の萌芽は存在した。

戦後史研究の分析枠組みとしての「占領政策の転換」と、日本政府当局が「占領政策の転換」を1947年と捉えて以後政策立案を行った、というギャップを明らかにできたと考える。

メコン河開発をめぐる日本政府の立場 —佐藤内閣の東南アジア外交に関する考察—

范 艶芬 (京都大学大学院博士後期課程)

メコン河開発計画は、1957年国連アジア極東経済委員会(ECAFE)に提案されたもので、タイ、ラオス、カンボジア、南ベトナムを貫くメコン河下流域に、これらの諸国の水資源開発を目的としたダムと発電所を建設しようというものである。岸内閣の一時期、日本政府はメコン河開発に格別の関心を払っていた。1965年2月より開始された北爆により、ベトナム戦争が本格的に始まっていた。ジョンソン大統領はメコン河開発の重要性を強調し、経済協力の実現のために日本の役割を期待した。

本報告は、ジョンソン提案におけるメコン河開発計画の展開、それに応じた日本政府の立場を重視する。ベトナム戦争の展開の中で政治色を一層強めたメコン河開発の様相を跡付け、その中で、日本政府が米国の東南アジア開発の提案にいかに対処したのかを解明する。それと同

時に、メコン河開発を日本の対東南アジア外交と日米関係の文脈の中に位置づける。

東南アジア開発援助計画に対して、日本政府内部に大きな対立があった。東南アジア閣僚会議構想の内容が造形されていく過程において、メコン河開発計画は米国政府が提唱した東南アジア開発援助計画の一環として注目を浴びてきた。その中で、ラオスのナムグム・ダム、カンボジアのプレク・トノット計画も、ジョンソン大統領の「東南アジアへの10億ドル援助構想」に対する日本側の協力のケースとなった。

ナムグムへの協力が単なる経済的見地のみならず、政治的効果をもたらすために、外務省は能動的に対応した。それに対して「昭和四十年不況」で財政制約があっても、米国の圧力のもとで大蔵省は受動的に受け入れた。ナムグム計画と比較すると、プレク・トノット計画をめぐる日本政府内部における意見の相違はほとんどなかった。つまり、プレク・トノットに協力することは適当だが、米国の動向が本件実現の最大の鍵であったことから、米国の出方を見て資金拠出を調整することで、日米協力を前提に日本が補完的な役割を果そうとしたのである。

しかし、その後、カンボジアのメコン委員会への参加拒否やECAFE総会にボイコット戦術を出した状況に直面し、従来カンボジア、インドネシアを抱擁して東南アジア開発閣僚会議を開催し、農業開発基金を作ろうとする日本政府は、カンボジアがさらに東南アジアの地域的経済協力への不参加を恐れ、それを防ぐためにマチング・ベースと呼ばれる米国がよく使う援助方式で、他の先進国の資金拠出を呼びかけた。この意味では、米国の動きを待つ自らの態度を決めるような受身の姿勢から、米国の資金拠出不能を機に、米国の援助の肩代わりを買って出た。このように、プレク・トノットへの協力は米国に代わって一肌脱ごうとする日本の対外援助政策にとって大きな試金石となりうるものであった。カンボジアはインドネシアと並んで日本の対東南アジア援助政策の一つの目として注目に値する。

東アジア海域における領海制度の展開 —日中韓漁業紛争(1906—1912)を事例として—

佐藤 良聖（東京大学大学院博士後期課程）

19世紀後半に領海制度を受容した東アジア世界は、外交案件の調停においてその知識を実践に移してゆく。一方、領海制度に関しては、東アジア世界の国々の間でいかにそれが実践されたのか、という疑問が残されている。本報告の目的は、1906年から1912年にかけて発生した日中韓漁業紛争を事例とした、東アジア海域における領海制度の展開の考察である。

日中韓漁業紛争は、遼東半島西岸の鮫魚圏を根拠地とするキグチ漁への出漁税の徴集権をめぐる対立として、1906年5月に発生した。交渉の初動においては日清ともに議論の重点を徴税対象や税額に置いていたが、1908年になると渤海における清国領海の範囲という論点が浮上してくる。交渉にあたり、日本は領海範囲を三海里と認める清国の「自白」を引きだした。

一方の黄海方面では、清国と統監府の間で清韓通漁規則の締結に関する交渉が進められる。清国との折衝に先立って統監府は韓国漁業法・日韓漁業協定を相次いで制定したが、その裏には韓国領海を制度化し、清国人漁民を排除する法的根拠を作成するという目的があった。

1908年に清国は渤海・黄海の双方で領海の問題に直面した清国は、翌年に入り領海制度に対して新たな解釈を編み出すようになる。渤海内海説と呼ぶべきその主張は、領海制度に関する独自の見解に支えられていた。国際海洋法を引用して自らの権益を確保しようとする日本に対し、清国は必ずしもその枠に縛られることはなく、論戦の中で新たな見識を生み出したといえよう。だが、三海里原則を押し通そうとする日本と、渤海内海説を譲らない清国の間で領海範囲の認識が真っ向から衝突し、議論の前提すら噛み合わなかった。

黄海方面では清韓通漁規則の締結が再検討される中で、清国は領海制度への認識を更に深めてゆく。清国にとって、渤海での漁業紛争は、もはや奉天省だけで対処できず、清国と日本という国家間の交渉によって解決を図らなければならない問題であった。1910年3月に慶親王が

在清公使の伊集院彦吉に宛てて送った漁業紛争に関する照会は、清国の変化を示している。ただし、議論の内容は渤海内海説の繰り返しであった。

伊集院彦吉は日中韓漁業紛争が関東州租借地の根本に関する争議を引き起こすと危惧し、地方的な妥協による解決を提案した。日中韓漁業紛争は、結局この提議に沿うような形で解決へと向かっていく。1912年4月、奉天漁業総局と関東都督府の間で漁業協定を結んで妥結が図られた。

日中両国は漁業協定において領海制度の使用を避け、慣行的管理を再利用するという結果に落ち着いた。渤海・黄海海域に領海制度は持ち込まれたものの、その定着には至らなかったのである。とはいえ、論争はただ膠着に終わったというだけではない。中国は三海里主義を押し通そうとする日本と対峙する中で、領海制度に関する独自の解釈を作り出した。租借地という特有の条件によって国際海洋法の受容を屈折させながら、東アジア海域は領海制度に新たな展開を生み出したのであった。

日本統治下の台湾における植民地言論体制の創出 —帝国言論空間の一類型として—

谷川 舜（早稲田大学大学院博士後期課程）

本報告の目的は、日本が近代的言論空間を内地だけでなく外地にも導入した際に、西洋由来のそれをいかに参照し修正し適用させたのか、台湾を対象に検討することを通じて、帝国下で展開した公共的な言論空間のあり方を明らかにする点にある。これまで等閑視された在台西洋人が領台初期の言論空間でなした活動を掘り起こした上で、西洋人を排除し、台湾人を包摂するような「植民地紳士」を基盤とする植民地の言論空間が台湾に成立した過程を示す。これら植民地の紳士による疑似的な公共圏という概念の妥当性を問うことは、台湾以外の地域との今後の比較研究の基礎となると考えられる。

日本による領有当初の台湾では植民地を対象とする言論法規が未確立であり、総督府内の軍政部と民政部、行政官と司法官といった対立が島内発行メディアの紙面に反映され、内地紙や開港地の英字紙も加わって和文・漢文・英文を介した盛んな言論活動がなされた。後に民政長官となった後藤新平は、1898年に来台するや腹心に地元日刊紙を買収させて後藤系新聞『台湾日日新報』を新たに創刊した。さらに、属地的な言論法規である台湾新聞紙条例を1900年に施行し、植民地台湾の言論空間を自立させた。

後藤の言論政策の特徴は硬軟を使い分けた統制にあり、反後藤言説を無条件に弾圧したわけではない。佐々木安五郎が島内で経営した月刊『高山国』は「台湾唯一政治雑誌」を標榜し、土匪招降策、台湾事業公債、阿片漸禁策、保甲制度といった後藤肝煎りの植民政策や政治権力それ自体を風刺画も交えて批判した。在台英国人では、マイヤースによる反後藤言説が開港地の英字紙間で転載、日本内地紙でも報道され、総督府に反抗的なエドモンドは島内で英字紙を発行したが台湾新聞紙条例違反で罰せられた。

1902年を境に「土匪」を抑えたことで台湾統治は「成功」したとの評価が固まり、総督府に対する諸勢力からの批判も減少した。また、日本の治外法権撤廃により、台湾島内の居留地における西洋人の言論活動も外地法制下で統制可能となった。ここに、教養と財産を有する日本人と台湾人のうち、後藤の統治策を支持する紳士を基盤とする疑似的な公共圏が安定した。以上は外地法制に則って民族を問わず台湾サイズの属地的な言説を創出する試みだったと言えよう。日露戦争勃発後には一時的に報道管制が敷かれたものの、1905年に『漢文台湾日日新報』が独立発行されるなど、旧式教育を受けた台湾人の言論活動の場は一定規模に拡大した。だが、こうした公共圏に包摂された台湾人は総督府に追従して特権を得る「御用紳士」だと批判する言説が、新式教育を受けた台湾人により提出され始めていく。この新たな言論空間は東京から台中へと紳士の公共圏の構築が遅れた場所で進展した。乗り越えるべき存在として後の民族主

義を刺激した点で、紳士の公共圏から市民（ブルジョア）的公共圏への転換を考慮する必要がある。

引揚医師の資格認定問題 —昭和 21(1946)年勅令第 42 号の制定と引揚医師の救済措置—

鈴木 哲造（中京大学社会科学研究所）

本報告の目的は、日本帝国圏内の各地域（外地・勢力圏）において、属地的な法令に基づき、内地と異なる基準で免許が付与されていた医師及び歯科医師の引揚げを事例として、帝国崩壊後、これらの引揚医師及び歯科医師という専門職としての身分を、戦後の日本における法制度にどのように回収し、法的整合性をはかっていったのかを明らかにすることにある。この目的を達成するために、本報告では、①外地・勢力圏において医師・歯科医師資格を有した引揚者が与えた法制度への影響、②引揚医師及び歯科医師への免許付与に係る特例措置をめぐる対立、③引揚医師及び歯科医師の日本社会に与えた歪みに着目して、引揚医師・歯科医師の資格認定問題の検討を行った。

日本帝国の外地・勢力圏においては、内地とは異なる法制度をもって医師及び歯科医師の資格要件を設定し、有効範囲が当該地域に限定された免許を付与していた。そのため、戦後の日本は、外地・勢力圏限りの免許を与えられた医師又は歯科医師の引揚げにより、当該医師又は歯科医師の身分をどのように取り扱うのか、という課題に直面した。この課題解決への取組みとして、政府は、昭和 21 年 1 月勅令第 42 号「朝鮮総督又ハ台湾総督ノ医師免許又ハ歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ関スル件」を公布した。本令は、引揚医師・歯科医師の「銓衡」による免許付与の特例と「特例試験」による免許付与の特例を認めたものであった。この「銓衡」と「特例試験」等の特例措置は、昭和 20 年代から 30 年代にかけて公布された計 16 本の法律により拡大していった。

この法律群は、内閣立法が 3 本、議員立法が 13 本であり、国会議員が主導して成立させたものであった。法案の制定過程においては、医療の「質」をめぐる、国会議員、厚生省、連合国最高司令官総司令部公衆衛生福祉局（PHW／昭和 27 年 4 月 28 日廃止）の対立があった。国会議員は、引揚医師及び歯科医師の置かれている境遇に理解を示し、日本医師会や日本歯科医師会等の医師団体の支持のもとで、特例措置による免許付与を推進した。PHW は、医療の「質」の低下を招く、特例措置に反対であった。厚生省は、引揚医師及び歯科医師の境遇に同情を示すも、医師法及び歯科医師法で定める免許付与資格の「原則」との権衡を重視し、特例措置の拡大には消極的であった。引揚医師及び歯科医師という存在は、戦後日本における医療法制をめぐる対立要因となるとともに、法制度の形成に影響を与えた。この法制度をもって、医師又は歯科医師としての資格基準を満たさない引揚医師又は歯科医師を悉皆的に救済し、特例措置として医師又は歯科医師として認定したことは、医療の「質」という問題を社会の歪みとして残すこととなった。

第 25 回総会 議事録・決算・予算

日 時：2020 年 7 月 4 日（土） 13 時 00 分～13 時 47 分

方 法：オンライン（Zoom） 出席者：33 人 議 長：鈴木哲造氏

檜山幸夫会長より、オンラインによる総会開催にあたり、まず挨拶が行われた。3 月以来、新型コロナウイルス感染拡大防止のために諸活動が制限されるなか、研究活動を止めないためにも Zoom を使った研究例会・常任理事会を続けてきたことが報告された。会計処理、役員改選等を総会で実施しなければならない都合上、オンラインでの開催となったことが説明された。

特に立候補者がいなかったため、事務局により鈴木哲造会員を議長として推薦することが提案され、総会出席者の承認により選出された。

【議題】

1. 2019 年度活動報告について

青山治世事務局長より、資料にもとづいて 2019 年度活動報告が行われた。引き続き、高江洲昌哉常任理事より研究例会について、熊本史雄編集委員長より会誌『東アジア近代史』23 号について報告が行われた。

→2019 年度活動報告案は提案のとおり承認された。

2. 2019 年度決算について

西澤美穂子会計委員長により資料にもとづいて、決算報告が行われた。遠隔で監査処理を行ったため、大谷正監事・菅野直樹監事がそれぞれ確認を行い押印した監査報告書が 2 通作成されたことが報告された。

引き続き、大谷監事・菅野監事より適正かつ正確に運用処理されていることを認める報告が行われた。

→2019 年度決算案は提案のとおり承認された。

3. 2020 年度活動方針について

青山事務局長より資料にもとづいて、2020 年度の活動方針が説明された。新型コロナウイルス感染拡大状況をうけ、第 25 回研究大会は 10 月 3 日・4 日に延期した上でオンライン開催とすること、年度内に 9 回開催する予定の研究例会も感染状況によりオンラインでの開催を検討することが報告された。会誌『東アジア近代史』24 号については熊本編集委員長より報告が行われ、25 号刊行に向けての準備が進められており、25 号では「25 周年記念座談会(仮)」・「創刊号～25 号総目次」の掲載を企画していることが説明された。

→2020 年度活動方針は提案のとおり承認された。

4. 2020 年度予算について

西澤会計委員長より資料にもとづいて、予算案の説明が行われた。その際、第 12 期第 3 回理事会（2020 年 6 月 6 日）に提出された予算案では「機関誌発行費」としていた項目名を「会誌発行費」と修正したこと、発行費の金額として 8 パーセントから 10 パーセントへの消費税率変更を反映していなかったものを反映した金額（604,800 円→616,000 円）に修正したことについて説明された。

→2020 年度予算案は提案のとおり承認された。

5. 役員の選出について

青山事務局長より資料にもとづいて、説明が行われた。

→第 13 期役員案は提案のとおり承認された。

6. その他

なし。

【報告】

1. 2021 年度研究大会開催校について

青山事務局長より、次年度大会については今年度開催校の予定であった早稲田大学での開催

を検討中であることが報告された。

2. 会員の状況

櫻井副会長より、2020年6月末現在の会員数は268名であることが報告された。昨年度より会員が減少した主な理由として、会費未納者の退会処理の影響であることが説明された。

3. その他

なし。

2019年度東アジア近代史学会 決算

収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,474,979 円	
会費	1,093,000 円	一般会員@5,000 円×200 人分、学生会員@3,000 円×31 人分
研究大会参加費	102,500 円	会員@1,000 円×68 人、非会員@1,500 円×23 人
雑収入	57,001 円	学会開催援助金(学習院大学)等
合計	3,727,480 円	

支出の部

項目	金額	備考
会誌発行費	585,900 円	第 23 号(310 部×単価税込み 1,890 円)
通信運搬費	112,772 円	会誌発送費、研究大会・研究例会等開催通知費等
消耗品費	164,318 円	研究大会・研究例会等配布資料費等
事務局費	131,810 円	大会アルバイト代、ホームページ代等
旅費・交通費	228,680 円	研究大会・研究例会報告者の旅費・交通費
振込手数料	2,510 円	金融機関振込手数料
次年度繰越金	2,501,490 円	
合計	3,727,480 円	

2020年度東アジア近代史学会 予算

収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,513,490 円	
会費	1,100,000 円	一般会員@5000 円、学生会員@3000 円
合計	3,613,490 円	

支出の部

項目	金額	備考
会誌発刊費	616,000 円	第 24 号(320 部×単価税込み 1,925 円)
通信運搬費	105,000 円	会誌発送費、研究例会等開催通知等
消耗品費	90,000 円	研究例会等配布資料費等
事務局費	110,000 円	施設使用代、ホームページ代等
旅費・交通費	300,000 円	研究例会報告者交通費

振込手数料費	3,000 円	金融機関振込手数料
予備費	2,389,490 円	
合 計	3,613,490 円	

第 26 回研究大会 自由論題報告募集

第 26 回 (2021 年度) 大会の自由論題報告を募集しています。第 26 回大会は、2021 年 7 月 3・4 日 (土・日) の両日に早稲田大学 (早稲田キャンパス) で開催する予定です。報告希望の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。その際、氏名・所属・連絡先・論題名を明記し、要旨 (500 字程度) を添付してお送りください。

申込期限：2020 年 11 月 30 日

なお、本会の旅費支給規定に基づき、例会開催地より 100km 以上離れた所に居住する会員で専任の職を持たない方は、常任理事会の審査を経て 3 万円を上限として旅費 (実費) の支給を受けることができます。希望者は学会ホームページから申請書の書式 (http://www.jameah.gr.jp/public_html/data/ryohi_shinseisyu.pdf) をダウンロードし、事務局宛に申請してください。但し、オンライン開催となった場合は支給を行われません。

以上、ご不明な点やご質問等は事務局まで E-mail にてお問い合わせください。あわせて学会ホームページもご参照ください。

新規入会者 (2020 年 5~10 月)

鄧怡然 (関西大学大学院東アジア文化研究科博士課程)、楊昱 (九州大学人文科学研究院)

〈順不同・敬称略〉

入会のご案内と会費納入のお願い

本会に入会を希望される方は、入会申込書 (下記事務局にご請求ください) または東アジア近代史学会のホームページの入会申し込みフォームに所定の事項をご記入の上、事務局までお送りください。年会費は 5000 円 (院生・学生は 3000 円) です。下記の口座にお振り込みください。会員の方で、会費未納の方は、機関誌刊行や会の運営上支障を来しますので、すみやかにご納入をお願い致します。

郵便振替口座 口座番号 00180-6-580867 口座名 東アジア近代史学会

ゆうちょ銀行：金融機関コード 9900 支店コード 019 支店名 ○一九支店

預金種目：当座 口座番号：0580867 受取人名 ヒガシアジアキンダイシガツカイ

※所属大学の事務室を通して振り込まれる方は、個人名が不明の場合がありますので、お名前をメールでお伝えいただければ幸いです。

東アジア近代史学会会報 第 49 号

2020 年 11 月 1 日発行

発行 東アジア近代史学会 会長 檜山 幸夫

編集 東アジア近代史学会会報編集委員会

東アジア近代史学会事務局

〒180-8629 東京都武蔵野市境 5-8 亜細亜大学国際関係学部青山研究室内

E-mail modern_east_asia_jm@hotmail.co.jp ホームページ <http://www.jameah.gr.jp/>